

定期報告対象建築物 改正後

…従来の対象より追加となるものを示す

用途	要件	
		追加となる要件
劇場、映画館、演芸場	地階若しくは3階以上の階にあるもの、床面積の合計が500㎡以上のもの又は主階が1階以外の階にあるもの	客席が200㎡以上のもの
観覧場、公会堂、集会場	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	客席が200㎡以上のもの
病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階に300㎡以上のもの
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設等)	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階に300㎡以上のもの
児童福祉施設等 (上記に定める用途を除く)	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	—
旅館又はホテル	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階に300㎡以上のもの
学校又は体育館	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの	—
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの	—
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階に500㎡以上のもの
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	地階又は3階以上の階にあるもの	—
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (共同住宅、寄宿舎)	—	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は2階に300㎡以上のもの

注 ・ この表において、「地階若しくは（又は）3階以上の階にあるもの」とあるのは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいう。
 ・ 複数の用途（事務所は除く）に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。

定期報告対象建築物報告時期一覧表（対象年度の7月1日から12月28日までの期間内に報告）

用途	報告時期 (■ 以降は3年毎の報告となります)							
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
劇場, 映画館, 演芸場	○※1		○	3年毎 ⇒		○		
観覧場（屋外観覧場は除く）, 公会堂, 集会場	○※1		○	3年毎 ⇒		○		
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る)	○※1		○		○		○	3年毎 ⇒
高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途(助産施設, 各種老人ホーム, 障害者支援施設等)	○※1		○		○		○	3年毎 ⇒
児童福祉施設等（上記に定める用途を除く）								
旅館又はホテル	○※1		○	3年毎 ⇒		○		
学校又は体育館			○	3年毎 ⇒		○		
博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場		○	3年毎 ⇒		○			○
百貨店, マーケット, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店, 物品販売業を営む店舗		○	3年毎 ⇒		○			○
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの限る)	○	3年毎 ⇒		○			○	
高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途 (共同住宅, 寄宿舍)			○	3年毎 ⇒		○		

※1 新規に定期報告対象となった建築物の経過措置
法施行日（H28.6.1）に現に存する建築物で、同日に新規に定期報告対象となった建築物については、平成28年度の報告を要しない。